

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、山形県知事から令和 5 年 3 月 24 日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形大学産業研究所	前回の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの (内容) 補正予算の作成及び理事会の承認手続を行わず、決算額が予算額を超過しているもの。	毎年 1～2 月に年度内の収入・支出見込額について同法人から報告を受け、予算書等と照合を行い、予算補正の必要の有無について助言を行う。